

Q12. 外国人労働者に対する税金はどうなりますか。

外国人労働者に給与等を支払う場合には、所得税（復興特別所得税を含む）の源泉徴収及び住民税の特別徴収が必要となり、その方の居住者・非居住者の区分（下表参照）により、課税所得の範囲や課税方法が異なります。

（１）居住者・非居住者の区分

- ① 居住者…国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上住所を有する方
 （居住者と推定される方を含む（契約等により滞在期間が1年未満である場合を除く））
 非永住者以外の居住者 … 居住者のうち、非永住者以外の方
 非永住者 … 居住者のうち、日本国籍がなく、過去10年以内に国内に住所
 または住所を有する期間の合計が5年以下である方
- ② 非居住者…居住者以外の方

（２）居住者・非居住者の区分による課税所得の範囲

居住区分		課税所得の範囲
		所得税・住民税
居住者	非永住者以外の居住者	国内外で生じた所得
	非永住者	① 国内で生じた所得（国内源泉所得） ② ①以外の所得のうち国内支払のもの又は国外から送金されたもの
非居住者		国内で生じた所得（国内源泉所得）

① 所得税

居住区分	課税（徴収）方法
居住者	給与等を支払う都度、「給与所得の源泉徴収税額表」により、税額を算出して源泉徴収し、年末に年間税額を精算（年末調整）します。 （源泉徴収方式）
非居住者	給与等を支払う都度、原則20.42%の税率により源泉徴収して完結します。（源泉分離課税方式）

※ 非居住者に該当する人が、日本国内で源泉徴収された所得税について、本国において外国税額控除を受けるために納税証明書が必要な場合は、源泉徴収義務者（給与等の支払者）を通じて所轄税務署からその証明書の交付を受けることができます。

② 住民税

納税義務のある方…1月1日現在、国内にお住まいの方

居住区分	課税（徴収）方法
居住者 ・ 非居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主（給与等の支払者）は、従業員等が1月1日現在においてお住まいの市区町村へ、1月31日までに、前年中（1月1日～12月31日）に支払った給与等を記載した給与支払報告書を提出します。 ・5月末までに市区町村から通知される税額を、事業主（給与等の支払者）は、6月から翌年5月の12回に分けて、毎月の給与等から差し引いて、翌月の10日までに各市区町村へ納入します。 （住民税は前年中の給与等に対して課税されるため精算は不要）

Q13. 外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。

(1) 在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「永住者」に関する諸申請に当たっては、身元保証人の身元保証書の提出が求められます。身元保証で求められる内容は次の3点です。

- ① 当該外国人が日本での滞在費を支払うことができないときは、金銭的な援助・負担をすること。
- ② 当該外国人が日本からの帰国旅費を支払うことができないときは、金銭的な援助・負担をすること。
- ③ 日本国の法令を遵守させること。

※ これらの内容は、入管法上、当該外国人の方への責任として保証するものであり、民事上の債務保証等や他の法律上の責任を負うものではありません。

(2) 身元保証に係る必要書類

- ① 在留資格認定証明書交付申請・在留期間更新及び在留資格変更申請時
 - 身元保証書
- ② 永住許可申請時
 - 身元保証書
 - 職業を証明する資料（適宜）
 - 直近（過去1年分）所得証明書（適宜）
 - 住民票

<p>身元保証書</p> <p>.....年.....月.....日</p> <p>法務大臣殿</p> <p>国籍</p> <p>氏名</p> <p>上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について保証いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 滞在費</p> <p>2 帰国旅費</p> <p>3 法令の遵守</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>身元保証人 氏名 印</p> <p>住所 印</p> <p>職業（勤務先） 印</p> <p>国籍（在留資格、期間）</p> <p>被保証人との関係</p>
--

★ 詳しくは法務省大阪入国管理局にお問い合わせください。

Q14. 外国人労働者の雇用管理や職業生活等について アドバイスを受けることはできますか。

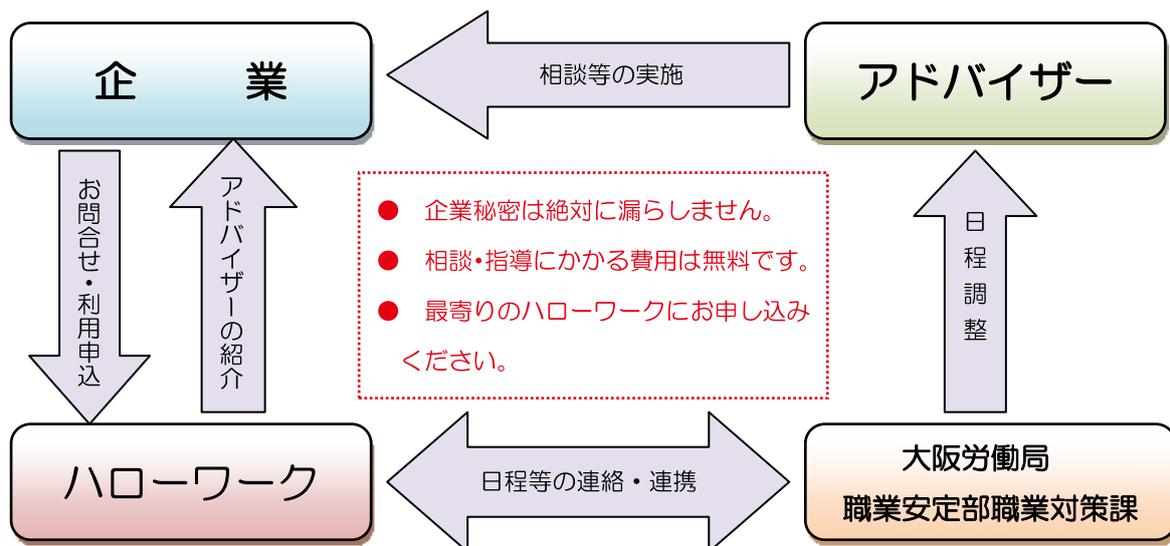
- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善や、職業生活上における諸問題についてアドバイスをを行う外国人雇用管理アドバイザー制度が設けられています。
外国人雇用管理アドバイザー制度とは、外国人労働者を雇用している企業、雇用予定のある企業の方々に、労働契約、賃金等の雇用管理の改善についての相談や生活習慣等の職業生活上の相談等を通して、諸問題の解決を図っていただくため、専門的・技術的知識や海外生活経験を有する方をアドバイザーとして委嘱し、企業の雇用管理の実態に十分配慮した専門的な指導・援助を行う制度のことであります。

《主な相談事例》

- 日本語の不慣れな外国人労働者への安全衛生教育はどうしたらよいか・・・
- 保険の加入を拒む外国人労働者に対し、どう説明すれば理解してもらえるのか・・・
- 外国人労働者雇用労務責任者として、当社ではどんなことに注意すればよいか・・・
- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればよいか・・・
- その他、労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点など

外国人雇用管理アドバイザーが企業へ訪問し、ご相談します。

- (2) 外国人雇用管理アドバイザーの利用方法
アドバイザーの相談をご希望の場合は、最寄りのハローワーク（P45参照）を通じ、お申し込みください。《**利用は無料です**》



◎ 上記の外国人雇用管理アドバイザー制度のほか、各ハローワークでは、日常的に「外国人雇用状況届出」(→P22～26を参照)に基づき、雇用環境の改善に向けた事業主の方への訪問による助言・指導を実施しています。
ハローワーク担当者が訪問させていただく際には、ご協力をお願いします。

Q15.

高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。

(1) 高度人材ポイント制とは、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度人材の在留資格は「特定活動」の一類型でしたが、これに代わり平成27年4月1日より新たな在留資格「高度専門職」が創設されました。

高度人材の活動内容が「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の3つに分類され、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に高度人材と認定され、最初に在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」が付与されます。

現に就労の資格に基づいて在留している方についても、高度人材としての在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」への変更申請を行い、就労内容が高度人材としての活動に該当するかどうか、ポイント計算の結果が合格点に達するかどうか、これまでの在留状況に問題がないか等所定の要件の審査を経て、在留資格変更許可を受けることが可能です。

また、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」の在留資格をもって一定期間（※）在留した方に在留資格「高度専門職第2号」が付与され、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」よりも優遇措置が拡充されます。

（※本邦に在留しながら高度専門職1号（イ・ロ・ハ）に掲げる活動を行った期間が3年以上）

(2) ポイント制における3つの分類（在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」）

- イ 高度学術研究活動・・・基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ロ 高度専門・技術活動・・・専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ハ 高度経営・管理活動・・・我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

(3) 高度人材として入国するための手続

高度人材として入国しようとする場合、まず、就労資格に関する「在留資格認定証明書」の申請をすることが必要となります。

在留資格認定証明書の申請の際、高度人材としての入国を希望する人は、公開されているポイント表に基づき自己採点したポイント計算が合格点以上であることを確認の上、「ポイント計算書」に疎明資料を添えて提出します。

審査の結果、就労資格による入国が可能であり、かつポイントが合格点以上であると確認された場合は、ポイントの合計点や高度人材としての活動類型が付記された在留資格認定証明書が交付されます。

交付された在留資格認定証明書を添えて在外公館に査証申請し、査証の発給を受けた上で来日し上陸許可申請をすることとなります。

(4) 高度人材に対する優遇措置

「高度専門職第1号 (イ・ロ・ハ)」

① 複合的な在留資格の許容	従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことが許容されます。 (例) 学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。
② 在留期間「5年」の決定	在留期間「5年」が一律に決定されます。
③ 永住許可要件の緩和	永住許可を受けるためには、原則として我が国において10年以上の在留歴を必要とする取扱いをしているところ、高度人材については、高度人材としての活動を引き続き概ね5年間行っている場合に、永住許可の対象となり得ます。
④ 入国・在留手続きの優先処理	高度人材に関する入国手続きについては申請受理から10日以内、在留手続きについては申請受理から5日以内に処理するよう努めます。(必要書類の不足、申請内容に疑義がある場合、関係行政機関の意見聴取を要する場合等を除きます。)
⑤ 高度人材の配偶者の就労	高度人材の配偶者の方が、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格(=「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等)に該当する活動を行おうとする場合は、高度人材の配偶者としての在留資格で行うことができ、かつ、学歴・職歴の要件を満たす必要がありません。ただし、高度人材本人と同居し、かつ、日本人と同等額以上の報酬を受けることを要件とし、就労先を特定する必要があります。
⑥ 高度人材の親の帯同の許容	高度人材又はその配偶者の7歳未満の子(養子を含む)を養育し、又は配偶者若しくは高度人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親(養親を含む)の帯同及び呼寄せが認められています。 ① 高度人材の世帯年収が800万円以上であること。 ② 高度人材と同居すること。 ③ 高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること。 ※ 高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象とはなりません。
⑦ 家事使用人の帯同の許容	高度人材については、本国で雇用していた家事使用人を帯同することや、13歳未満の子がいる等の事情を理由に外国人家事使用人を雇用することが認められています。 ただし、高度人材の世帯年収が1000万円以上であること、月額20万円以上の報酬を支払う予定としていること、本国で雇用していた家事使用人を帯同する場合は本邦入国前に1年以上継続して当該高度人材に雇用されていた者であること等、一定の条件を満たすことが必要となります。

「高度専門職第2号」

その上、上記の③から⑦の優遇措置に加えて、在留期間が「無制限」、在留活動の制限が大幅に緩和(高度専門職と認められた活動と併せて行う、在留資格「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「興行」及び「技能」の就労活動を認める。)されています。

★ 高度人材ポイント制に関する詳細は、法務省入国管理局をご覧ください。

ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>)

Q16.

技能実習制度とは、どのような制度ですか。

「技能実習制度」とは、諸外国の青壮年労働者を一定期間受け入れて、我が国の進んだ産業上の技術、技能又は知識等を、実践的かつ実務的に修得・習熟させる機会を提供することで、諸外国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

- ◎ 技能実習生が日本の国内に在留する資格には、「技能実習 1 号」・「技能実習 2 号」の在留資格があり、1 号の初期講習終了後から労働関係法令の適用があります。
 - ◎ 「技能実習制度」では、在留資格技能実習 1 号から技能実習 2 号へ移行することが可能な 7 4 種類の技能実習 2 号移行対象職種があり、「技能実習 1 号期間＋技能実習 2 号期間」併せて 3 年以内の滞在となります。
(→P 34 を参照)
 - ◎ 技能実習生の受け入れについては、企業単独型（海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動）及び団体監理型（商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動）があります。
(→P 33 を参照)
 - ◎ 「JITCO」では、技能実習制度の円滑かつ適正な推進のための各種支援事業を行っています。
- ※ 「技能実習制度」につきましては、平成 29 年度中に制度改正が行われ、**内容が変更となる**予定です。

★ 技能実習支援事業についてのご相談は

公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）大阪駐在事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田 1-3-1 大阪駅前第 1 ビル 7 階
TEL 06-6344-9521
FAX 06-6344-9523

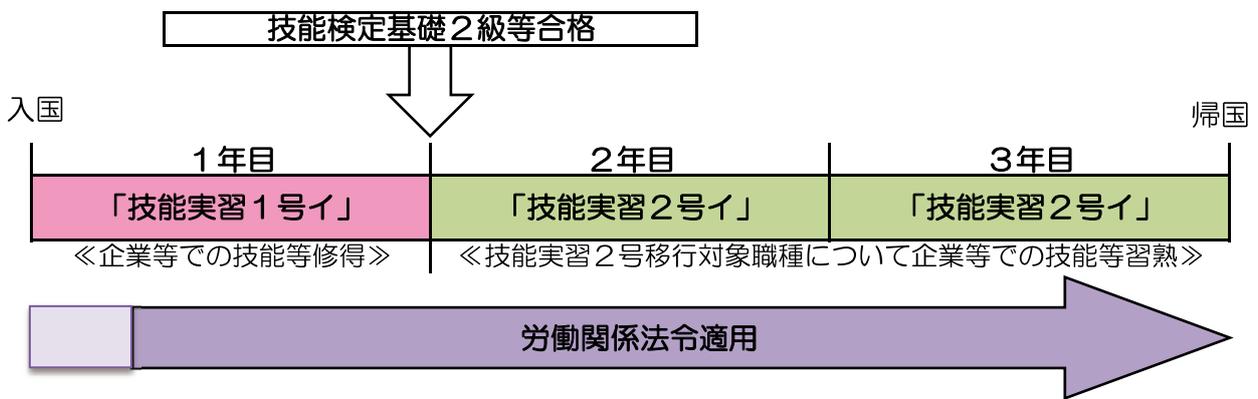
にお問い合わせください。

企業単独型と団体監理型の概要

【技能実習2号イまたはロに移行する場合】

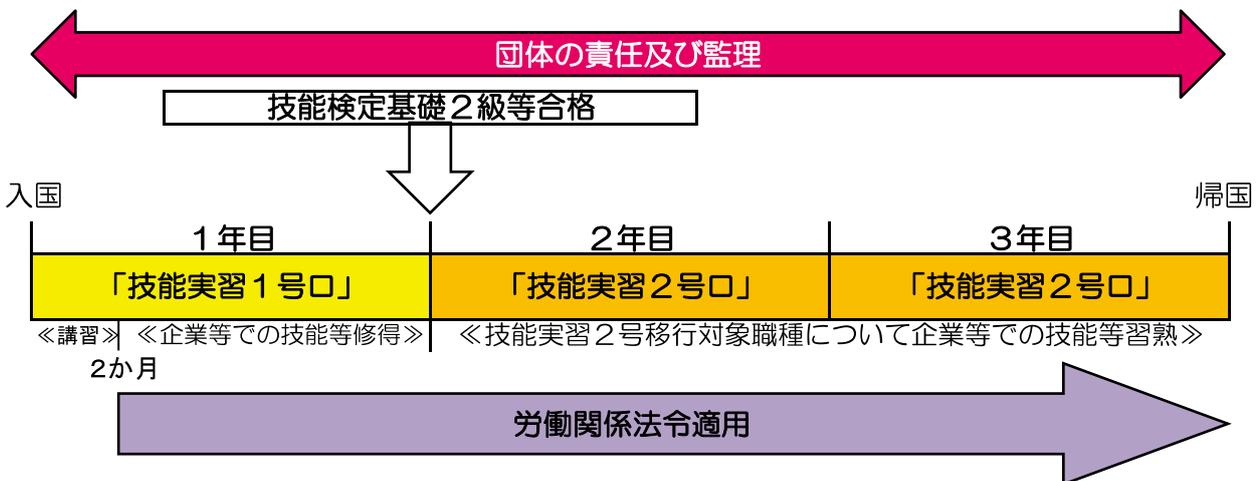
企業単独型

- 入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて、雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用



団体監理型

- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続



技能実習2号移行対象職種 74職種134作業

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	曳網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ホタテガイ・マガキ養殖作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種32作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
カーテン工事作業	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締め固め作業

4 食品製造関係(9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業	惣菜加工作業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係(15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(12職種24作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
陶磁器工業製品製造	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業

Q17. ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。

- (1) 「ワーキング・ホリデー」制度とは、現在、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガルとの間に結ばれている制度で、制度実施国間の相互理解、友好関係を促進するため、青少年【18歳以上30歳以下の者（一部の国は25歳以下）】が相手国の文化及び一般的な生活様式を理解する機会を提供することを目的とし、主として休暇を過ごすために一定期間入国し、**休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために就労することが容認されているものです。**
- ◎ 入管法上の在留資格は「特定活動」となり、在留期間は最長1年間（一部の国は1年6ヶ月）で、本来の目的に反しない範囲で就労が認められており、原則として制限はありません。
※ただし、風俗営業等が営まれている事業所においては就労できません。
- ◎ ワーキング・ホリデー制度で入国し、就労する方は雇用保険の被保険者となりません。
- (2) 在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「**指定書**」が交付（もしくは旅券に添付）されています。その「**指定書**」により就労できるか否かの確認を行うことが必要です。

日本国政府法務省

指 定 書

氏名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。